

外国人留学生等の就業体験事業業務委託
提案競技募集要項

令和7年5月

福岡市総務企画局多文化共生課

この提案競技募集要項は、「外国人留学生等の就業体験事業業務委託」の最優秀提案者を選定するための提案競技（以下、「提案競技」という。）について、留意すべき事項を定めたものである。提案をしようとする者は、以下の事項を十分理解し、提案を行うこと。

1. 事業名称

外国人留学生等の就業体験事業業務委託

2. 事業目的

福岡市内の教育機関には、外国人留学生が多数在籍しているが、卒業後に福岡での就職を希望してもそれがかなわず、高度な教育を受けた人材が地域外に流出している現状があることから、外国人留学生等の地元企業への就職を支援するため、市が留学生、企業を募集し、地元企業での就業体験事業を実施する。就業体験後、留学生・企業双方の意向が合えば、就職につながるもの。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4. 予算額

5,000,000 円(上限額、消費税及び地方消費税相当額を含む)

※提案価格が予算額を超える場合は失格とする。

5. 企画提案要望の内容

外国人留学生等の地元企業への就業体験に係る業務。

詳細は、資料Ⅰ「外国人留学生等の就業体験事業業務委託 提案競技仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

6. スケジュール

(1) 募集開始	令和7年5月13日(火)
(2) 説明会	令和7年5月16日(金) 11時
(3) 質問締切	令和7年5月19日(月) 17時
(4) 質問回答	令和7年5月21日(水) (予定)
(5) 参加申込締切	令和7年5月26日(月) 17時
(6) 企画提案締切	令和7年5月28日(水) 17時
(7) 提案審査	令和7年5月30日(金) (予定)
(8) 最優秀提案者の通知	令和7年6月3日(火) (予定)
(9) 契約締結	令和7年6月上旬 (予定)

7. 提案競技に参加するために必要な資格

次の各号に掲げる資格(以下、「参加資格」という。)をすべて満たす者でなければ、提案競技に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下、「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

(注)措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3) 提案競技の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4) 市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 福岡市内の発注者等と業務遂行に必要な事前協議を円滑に行うことができ、緊急時にも速やかに連絡を取ることができる体制を有するものであること。
- (8) 労働者派遣業許可を有している者であること。

※最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

8. 説明会

以下のとおり提案競技の説明会を開催する。なお、説明会に参加しない事業者への個別説明は実施しない。(説明会に参加しない場合も、参加申込可とする。)

- (1) 日時・開催方法

令和7年5月16日(金) 11:00～12:00

オンライン会議システム (Zoom) により開催する。

(2) 申込

説明会への参加を希望する場合は、**5月15日(木)15時までに**、企業名・参加者名・連絡先を記載し、下記「17. 提出先・問い合わせ先」へ電子メールで申込みを行うこと。

(5月15日(木)17時頃、電子メールでZoom ミーティング URL を送付する。)

9. 質問書の提出

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、**令和7年5月19日(月)17時までに**、「質問書(様式2)」に記載の上、下記「17. 提出先・問い合わせ先」へ電子メールで送付し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、**令和7年5月21日(水)までに**福岡市ホームページに掲載する(予定)。

10. 提案競技参加申込書の提出

提案競技への参加を希望する場合は、参加資格を確認し、以下のとおり「提案競技参加申込書(様式1)」を提出すること。参加資格を満たすことが確認できた場合は、5月27日(火)正午までに、本市より「仮の提案者名(提案者A等)」を連絡する。

(1) 提出期限・提出方法

令和7年5月26日(月)17時までに、下記「17. 提出先・問い合わせ先」に郵送(必着)または持参すること。

※(2) 提出書類で②～④の提出を免除される者は、①のみ電子メールで送付してもよいが、提出した旨を電話で連絡すること。

※郵送による場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

(2) 提出書類

以下の書類のうち、②～⑤については、提出日前3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案競技の公示日又は参加申込提出期限日が含まれている者にとっては、②～④の提出を免除する。なお、提出期限までに、提出が必要な書類を提出できない場合、または不備があった場合は、提案競技への参加を認めないため、留意すること。

① 提案競技参加申込書(様式1)

② 登記事項証明書(法人の場合)

注) 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)

③ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注) 本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注) 法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。な

お、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注) 身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

④ 市町村税を滞納していないことの証明書

注) 福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注) 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑤ 消費税及び地方消費税納税証明書

注) 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注) 証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)。

⑥ 委任状(様式3)

注) この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

⑦ 誓約書(様式4)

注) 様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑧ 役員名簿(様式5)

注) 代表者及び役員(⑥の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注) この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

注) 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑨ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注) 法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注) 個人の場合は、「個人用財務諸表(様式6)」をもとに作成のうえ提出すること。

⑩ 労働者派遣許可証の写し

注) 本業務委託の契約期間中を通じて有効な許可証を提出すること。

(3) 留意事項

JVとして参加する場合は、代表事業者を決定し、協定書(様式7参照)を作成の上、書類をとりまとめて提出すること。

(4) 参加申込辞退届の提出

提案競技参加申込書の提出を行った者のうち、やむを得ない事情により提案競技への参加を

辞退する場合は、「10. 提案競技参加申込書の提出」における「(1) 提出期限・提出方法」の提出方法に準じ、速やかに「参加申込辞退届（様式8）」を提出すること。

11. 企画提案書の提出

提案競技参加申込書の提出を行った者は、以下のとおり「企画提案書」を提出すること。企画提案書は、全体にわたって提案者名（事業者名）がわからないようにすること。（提案者名の記載が必要な場合は、参加申込締切後に、本市から連絡する「仮の提案者名（提案者A等）」を記載すること。

(1) 提出期限・提出方法

令和7年5月28日（水）17時までに、電子ファイルについては電子メールで、原本については郵送（必着）または持参すること。

(2) 提出先

下記「17. 提出先・問い合わせ先」のとおり

(3) 提出書類

書類は、下記の①・②を一つにまとめて提出すること。

① 企画提案書

仕様書（資料1）及び提案書作成要領（資料2）を参照の上、作成すること。

② 経費見積書及び積算内訳書

※履行期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額とすること。

※「4. 予算額」に留意すること。

※経費は、固定費相当委託料と変動費相当委託料に分けて積算すること。

変動費相当委託料は、参加学生等の給与相当額、交通費、インターンシップ等賠償責任保険料により構成するものとし、目標件数で除した額を1件当たりの単価とする。変動費相当委託料の総額は、就業体験実施件数に1件当たりの単価を乗じて得た額とする。

なお、就業体験実施件数は目標値（25件）として積算すること。

※積算内訳書は経費見積書の内訳が分かるものとし、記載内容には、項目・単価・数量・金額を含めること。

(4) 提出部数

① 企画提案書

電子ファイル 1ファイル（事業者名・押印なし）

原本 7部（事業者名・押印なし）

② 経費見積書及び積算内訳書

電子ファイル 1ファイル（事業者名・押印なし）

原本 7部（事業者名・押印なし）

原本 1部（事業者名・押印あり）

12. 審査会

企画提案書を提出した者のうち、参加資格をすべて満たしている者（以下、「参加資格を満たす提案者」という。）を対象に、以下のとおり、本業務委託の受託者選定審査会（以下、「審査会」という。）を行う。なお、参加資格を満たす提案者が1者のみの場合も、同様に審査会で審査を行うものとする。

(1) 日時・場所

令和7年5月30日（金）（予定）

※日時・場所の詳細については、参加資格を満たす提案者に電子メールで通知する。

(2) 審査方法

- ・プレゼンテーション及び質疑応答による方法とする。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答の時間は、1者につき30分間程度とし、プレゼンテーション20分間、質疑応答10分間とする。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は、企画提案書、見積書に基づき行うものとする。

(3) 参加者

- ・審査会には、1者につき2名まで参加できるものとする。
- ・プレゼンテーションにあたっては、本委託業務を主に担当する者が自ら行うこと。

(4) 審査基準及び最優秀提案者の決定方法

審査会は、審査基準（資料3）に基づき、企画提案書、審査会におけるプレゼンテーション及び質疑応答の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とする。

(5) 審査結果の発表

審査結果については、令和7年6月3日（火）（予定）までに、企画提案書を提出したすべての者に対し文書で通知するとともに、最優秀提案者及び次点提案者については福岡市ホームページで公表する。

13. 最優秀提案者決定後の手続き

最優秀提案者と提案内容をもとに、最終的な仕様等を決める協議を行い、契約内容詳細について合意に達した後、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点提案者と業務委託契約手続きのための協議を行う。

14. 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 審査員等に対する不当な行為が認められた場合

- (4) 契約手続に向けた必要な手続を行わない場合

15. 留意事項

- (1) 提案に係る一切の費用は、提案競技へ参加する者が負担するものとする。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しないものとする。
- (3) 選定された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求めることがある。
- (4) 提出された企画提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。
- (5) 提出物は返却しない。なお、契約に至った場合に活用する他は、業者選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (6) 企画提案書提出後において、最優秀提案者の選定までの間は企画提案書に記載された内容の変更は認めない。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合は、この限りではない。
- (7) 本委託業務の全部又は主たる部分を第3者に再委託することは禁止する。
- (8) その他、本募集要項に定めのない事項については、福岡市において定める。

16. 添付資料

【 資 料 】

- 資料1 外国人留学生等の就業体験事業業務委託 提案競技仕様書
- 資料2 提案書作成要領
- 資料3 審査基準

【 様 式 】

- 様式1 提案競技参加申込書
- 様式2 質問書
- 様式3 委任状
- 様式4 誓約書
- 様式5 役員名簿
- 様式6 個人用財務諸表
- 様式7 コンソーシアム協定書（例）
- 様式8 参加申込辞退届

17. 提出先・問い合わせ先

福岡市総務企画局国際部多文化共生課 岩橋・田中

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 福岡市役所本庁舎 8 階

Tel: 092-711-4022 Fax: 092-733-5597

E-mail: tabunkakyousei.GAPB@city.fukuoka.lg.jp